

図表2-1-33 第3次国土形成計画の概要(4)

分野別施策の基本的方向

第1章 地域の整備 ①地域生活圏の形成等に資する持続可能な地域づくり ・地域特性に応じた地域ビジョンの実現に向けた取組の推進、地方移住、二地域居住等の促進による地方への人の流れの創出・拡大 等 ②人中心のコンパクトな多世代交流まちづくり ・都市のコンパクト化とネットワークの構築 等 ③美しく暮らしやすい農山漁村の形成 ・地域資源を活用した所得と雇用機会の確保、中山間地域等を始めとする農山漁村に人が住み続けるための条件整備 等 ④包摂社会の実現に向けた地域づくり ・子育て世代や高齢者など誰もが安全・安心に暮らせる環境の整備、女性、高齢者等が活躍できる社会の実現 等 ⑤住生活の質の向上及び暮らしの安全・安心の確保 ⑥我が国の成長を牽引する大都市圏等の整備 ⑦地理的、自然的、社会的条件の厳しい地域への対応 ・離島地域、豪雪地帯、山村地域、半島地域、過疎地域	第2章 産業 ①GX・DXを始めとする産業の国際競争力の強化とイノベーションを支える環境整備、科学技術を支える基盤の強化と人材の育成 ②海外からの投資を呼び込む環境整備 ③地域を支える活力ある産業・雇用の創出 ④GXを先導する世界最先端の技術を活かしたエネルギー需給構造の実現 ・安定的エネルギー供給の実現、再エネの活用拡大と分散型エネルギーシステムの構築、水素社会の実現 等 ⑤食料等の安定供給と農林水産業の成長産業化 ・食料の安定供給と食料安全保障の確立、農業・食品産業の成長産業化の促進と農業の持続的な発展 等
第3章 文化・スポーツ及び観光 ①文化・スポーツが育む豊かで活力ある地域社会 ・個性豊かな地域文化の保存、継承、創造、活用等 等 ②観光振興による地域の活性化 ・持続可能な観光地域づくり、消費額拡大・地方誘客促進を重視したインバウンドの推進 等	第4章 交通体系、情報通信体系及びエネルギーインフラの高質化 ①シームレスな総合交通体系の高質化 ・国際交通拠点の競争力強化、全国各地とアジアとの交流の拡大、国内幹線交通体系の高質化 等 ②情報通信体系の高質化 ・デジタルインフラの整備・運用、ICT・データ利活用の促進 等 ③エネルギーインフラの高質化 ・エネルギーネットワークの充実、水素社会の実現に向けたインフラ整備
第5章 防災・減災、国土強靱化 ①適切な施策の組合せと効率的な対策の推進 ・防災・減災に資する施設の整備、土地利用の推進 等 ②都市の防災・減災対策の強力な推進 ③安全な農山漁村の実現 ④諸機能及びネットワークの多重性・代替性確保等による災害に強い国土構造の構築 ・中枢管理機能等のバックアップ等、交通・物流ネットワークの強靱化、エネルギー・産業の強靱化 ⑤戦略的メンテナンスによる国土基盤の持続的な機能発揮 ・予防保全型メンテナンスへの本格転換、広域的・戦略的なマネジメント 等 ⑥自助、共助とそれらを支える公助の強化	第6章 国土資源及び海域の利用と保全 ①農地等の利用の増進 ・農業の担い手への農地集積・集約化と農地の確保 等 ②次世代に引き継ぐ多様で健全な森林 ・多様で健全な森林の整備及び保全の推進 等 ③健全な水循環の維持又は回復等 ・流域の総合的かつ一体的な管理の推進、地下水の適正な保全及び利用 等 ④海洋・海域の保全と利活用 ・海洋資源の確保及び海洋資源・海洋再生エネの開発等の利活用の推進、陸域と一体となった自然環境の保全・再生、離島の適切な保全・管理と領土・領海及び排他的経済水域等の確保・開発等 等
第7章 環境保全及び景観形成 ①生物多様性の確保及び自然環境の保全・再生・活用 ・300y30目標等を踏まえた自然環境の保全・再生・活用 等 ②物質循環の確保と循環型社会の形成 ③地球温暖化の緩和と適応に向けた取組など、地球環境問題への対応 ④大気環境の保全、土壌汚染対策の推進等 ⑤美しい景観、魅力ある空間の保全、創出と活用	

2-1-9 第6次国土利用計画の概要

国土利用計画は、国土利用計画法第5条の規定に基づいて策定されるものであり、平成27年に策定された第5次計画に次いで、令和5年度に新たに第6次計画が策定されたものである。前述の、国土形成計画が国土状況の将来ビジョンを示すのに対して、国土利用計画は、国土利用・管理の考え方、基本的方向を示すものであり、概ね下記の構成となっている。

(1) 国土の利用に関する基本構想

国土利用の基本方針について、現状の課題を、(ア)人口減少・高齢化等を背景とした国土の管理水準の悪化と地域社会の衰退、(イ)大規模自然災害に対する脆弱性の解消と危機への対応、(ウ)自然環境や景観等の悪化と新たな目標実現に向けた対応、としてとりまとめ、国土利用の基本方針を「持続可能で自然と共生した国土利用・管理」と特色づけて、具体的には、①地域全体の利益を実現する最適な国土利用・管理、②土地本来の災害リスクを踏まえた賢い国土利用・管理、③健全な生態系の確保によりつながる国土利用・管理及びそれらに共通する④国土利用・管理DX、⑤多様な主体の参加と官民連携による国土利用・管理の5点に整理している。

図表2-1-34は、国土交通省のHPより引用した、第6次国土利用計画の概要図である。

(2) 国土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標及びその地域別の概要

国土の利用目的別に、下記の条件を基に規模の目標を図表2-1-34のように設定している。

ア 計画の基準年次は令和2年とし、目標年次は、令和15年とする。

イ 国土の利用に関して基礎的な前提となる人口と一般世帯数については、令和15年において、それぞれおよそ1億1,800万人、およそ5,300万世帯と想定する。

ウ 国土の利用区分は、農地、森林、宅地等の地目別区分とする。

エ 国土の利用区分ごとの規模の目標については、将来人口や各種計画等を前提とし、利用区分別の現況と変化についての調査に基づき、利用区分別に必要な土地面積を予測し、土地利用の実態との調整を行い、定めるものとする。

オ 国土の利用の基本構想に基づく令和15年の利用区分ごとの規模の目標は、次表のとおりである。これらの数値については、今後の経済社会の不確定さ等にかんがみ、弾力的に理解されるべき性格のものである。

図表2-1-34 第6次国土利用計画の概要

第六次国土利用計画(全国計画)概要

1. 国土の利用に関する基本構想

1. 人口減少・高齢化等を背景とした
国土の管理水準の悪化と地域社会の衰退

1～3に
共通する課題

4. デジタルの徹底活用

5. 多様な主体の参加と
官民連携による地域課題の解決

2. 大規模自然災害に対する
脆弱性の解消と危機への対応

3. 自然環境や景観等の悪化と
新たな目標(カーボンニュートラル、30by30等)
実現に向けた対応

◆ 国土利用をめぐる基本的条件の変化と課題

◆ 国土利用の基本方針:「持続可能で自然と共生した国土利用・管理」

① 地域全体の利益を実現する最適な国土利用・管理

- 土地の利用・管理手法を定める地域管理構想の全国展開
- 所有者不明土地や空き家の利用の円滑化、適正な管理
- 荒廃農地の発生防止、利用
- 地域の持続性確保につながる産業集積のための土地利用転換など関連制度の強力的活用や必要な見直し
- 重要土地等調査法に基づく調査等

④ 国土利用・管理DX

- 地理空間情報等のデジタルデータ、リモートセンシング等のデジタル技術の積極活用による国土利用・管理の効率化・高度化
- 効率的・効果的な国土管理を実現するため、各主体が所有するデータのオープン化、連携促進

② 土地本来の災害リスクを踏まえた賢い国土利用・管理

- 気候変動に伴う水災害の激甚化・頻発化に対応する「流域治水」の推進
- 災害ハザードエリアにおける開発抑制と居住誘導
- 水源かん養等に重要な役割を果たす森林の整備、保全
- 事前防災・事後復元の観点からの地域づくり等

③ 健全な生態系の確保によりつながら国土利用・管理

- 保護地域の拡充、OECMの設定・管理促進による広域的な生態系ネットワークの形成
- グリーンインフラ、Eco-DRRなど自然環境が有する多様な機能を活用した地域課題の解決
- カーボンニュートラルの実現に向けた地域共生型の再生可能エネルギー関連施設の立地誘導等

⑤ 多様な主体の参加と官民連携による国土利用・管理

- 適切な利用・管理が行われていない土地の公共的管理の促進、利用拡大に向けた民の力の最大限の活用など官民連携の推進
- 多様な主体の参加や連携を促進するコーディネート機能の確保等

◆ 地域類型別の基本方向

- 都市**
 - 中心部や生活拠点等への都市機能や居住の集約化
 - 災害ハザードエリアの開発抑制とより安全な地域への居住誘導
 - 農用地の保全等による活性化
 - 保護地域とOECMによる広域的な生態系ネットワーク化の促進等
- 農山村**
 - 相互集約・連携
 - 農山村・連携
- 農山漁村**
 - 相互集約・連携
 - 自然維持地域
- 自然維持地域**
 - 相互集約・連携
 - 自然維持地域

◆ 利用区分別の基本方向

- 森林**
 - 食料の安定供給に不可欠な優良農地の確保
 - カーボンニュートラルの実現に向けた森林質の向上
 - 健全な水循環の維持又は回復、生態系ネットワークの形成促進
 - 低木利用土地の活用、空き家の活用・除却等推進
- 農地**
 - 食料の安定供給に不可欠な優良農地の確保
 - カーボンニュートラルの実現に向けた森林質の向上
 - 健全な水循環の維持又は回復、生態系ネットワークの形成促進
 - 低木利用土地の活用、空き家の活用・除却等推進
- 農山漁村**
 - 食料の安定供給に不可欠な優良農地の確保
 - カーボンニュートラルの実現に向けた森林質の向上
 - 健全な水循環の維持又は回復、生態系ネットワークの形成促進
 - 低木利用土地の活用、空き家の活用・除却等推進
- 自然維持地域**
 - 食料の安定供給に不可欠な優良農地の確保
 - カーボンニュートラルの実現に向けた森林質の向上
 - 健全な水循環の維持又は回復、生態系ネットワークの形成促進
 - 低木利用土地の活用、空き家の活用・除却等推進

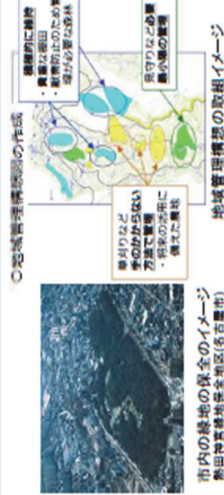
3. 必要な措置の概要

- グリーンインフラやEco-DRRとして都市部の緑地を保全・活用
- 地域の持続性確保につながる産業集積の促進を図るための土地利用転換
- 災害リスクの高い地域の把握、公表、規制区域の指定促進
- 森林・まち・川・海のつながりを確保した広域的な生態系ネットワークの形成
- 地域共生型の太陽光・バイオマス等の再生エネルギーの面的導入
- 地域の状況に応じ、都市機能や居住の都市中心部や生活拠点等への誘導
- 地域課題の解決に向けた市町村・地域管理構想の全国展開等

2. 国土の利用区分ごとの規模の目標

	令和2年 GDP	令和15年 GDP	2年	15年
農	437	414	11.6	11.0
林	2,503	2,510	66.2	66.4
野	31	31	0.8	0.8
水	135	135	3.6	3.6
河川・水	142	142	3.7	3.7
道	197	198	5.2	5.2
宅	120	119	3.2	3.2
工	16	17	0.4	0.5
業用地	61	61	1.6	1.6
その他の宅	334	344	8.8	9.1
その他	3780	3780	100.0	100.0

※ 令和2年度の農林水産・食料・農村・農村振興計画(令和2年3月31日 閣議決定)における令和12年度の農林水産の概算値を算定したものである。令和15年度の農林水産の概算値は令和15年度の農林水産の概算値を算定したものである。令和15年度の農林水産の概算値は令和15年度の農林水産の概算値を算定したものである。令和15年度の農林水産の概算値は令和15年度の農林水産の概算値を算定したものである。



市内の緑地の保全のイメージ
熱山山系緑地保全地区(佐賀県)

図表2-1-35 国土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標

(単位：万ha, %)

	令和2年	令和15年	構 成 比	
			2年	15年
農 地	437	414 ^{*1}	11.6	11.0
森 林	2,503	2,510	66.2	66.4
原 野 等	31	31	0.8	0.8
水面・河川・水路	135	135	3.6	3.6
道 路	142	147	3.7	3.9
宅 地	197	198	5.2	5.2
住 宅 地	120	119	3.2	3.2
工業用地	16	17	0.4	0.5
その他の宅地	61	61	1.6	1.6
そ の 他	334	344	8.8	9.1
合 計	3,780	3,780	100.0	100.0

注(1) 令和2年の地目別区分は、国土交通省調べによる。

(2) 道路は、一般道路並びに農道及び林道である。

2-1-10 国土強靱化基本計画の概要

平成25年12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法(平成25年法律第95号)」(以下「基本法」という。)が公布・施行されてから10年が経過し、令和5年7月に国土強靱化基本計画の変更が閣議決定された。この計画は、国の他の計画等の指針となる、国土強靱化に関するアンブレラ計画であり、各府省庁は国土強靱化に必要な取組を地方公共団体や民間と連携して推進することとしている。

図表2-1-36は、内閣官房 HP より基本計画の概要を引用したものである。この中で、「各分野の主な施策の推進方針」として、「9) 農林水産」と「10) 国土保全」に関する方針が森林分野と関連している。

「農林水産」における森林に関する推進方針は概ね下記のとおりである(以下、下線は森林に関連する部分として本調査報告において付したものである)。

- 農林水産業に係る生産基盤等について、ため池等の農業水利施設の耐震化や漁港施設の耐震化・耐津波化、卸売市場の施設整備、農業水利施設や農道橋・林道橋・漁港施設等の老朽化対策・保全対策、総合的な防災・減災対策を効率的に推進する。
- 森林の有する多面的機能の低下を防ぐため、地域の活動組織が実施する森林の保全管理や山村活性化の取組を通じて、地域の防災・減災に資する山村コミュニティの維持・活性化を図る。
- 地域防災計画等に基づき、農林道等が避難路や迂回路に指定されていることを関係者間で常に共有する。
- 大規模な山地災害等による多数の死傷者の発生を防止するため、治山対策による荒廃山地・溪流の整備を推進し、地域の安全・安心を確保する。また、大雨や短時間強雨の発生頻度の増加、豪雪等により、山地災害が激甚化・頻発化する傾向にあることを踏まえ、治山対策を推進する。特に、尾

根部からの崩壊等による土砂流出量の増大、流木災害の激甚化、広域にわたる河川氾濫など災害の発生形態の変化等に対応して、流域治水と連携しながら、山地災害危険地区等におけるきめ細かな治山ダムの配置等により、土砂流出の抑制等を図るとともに、これらに係るハード対策と併せて山地災害危険地区に係る情報提供等のソフト対策を一体的に実施し、地域の避難体制との連携による減災効果の向上を図る。

- 豪雨災害等による林地の被害の拡大を防ぐためには、山地災害防止や水源涵養等の森林の公益的機能の発揮が重要であることから、間伐及び主伐後の再生林を確実に実施するとともに、これらの実施に必要な強靱で災害に強く代替路にもなる林道の開設・改良、重要インフラ周辺の森林整備を推進する。また、地域住民と地域外関係者等が一体となった森林の保全管理や山村活性化の取組、森林境界の明確化を通じた施業の集約化により、地域の森林の整備を行う。さらに、森林被害を防止するための鳥獣害対策を推進する。
- 豪雨等の発生と森林の管理不足等の連鎖によって生じる山地災害の発生や森林の被害を防止するため、CLT 等の建築用木材についての工法の開発・普及等により供給・利用を促進し、森林の国土保全機能の維持・発揮を推進する。

「国土保全」における森林に関する推進方針は概ね下記のとおりである。

- 地震、津波、洪水、内水、高潮、豪雪、火山噴火、土砂災害や、土砂・洪水氾濫等の自然災害に対して、河川管理施設、雨水貯留浸透施設、下水道施設、海岸保全施設、砂防設備、治山施設・保安林の整備等のハード対策と、災害ハザードエリアからの移転等土地利用と一体となった減災対策、調査・観測データの収集・活用、災害危険箇所の把握、災害関連情報の共有プラットフォームの整備・活用、ハザードマップの作成推進及び周知徹底、避難の実効性を高める防災意識の啓発、災害監視体制の強化、災害発生前後の的確かつ分かりやすい情報発信・伝達、警戒避難体制整備等のソフト対策を効率的・効果的に組み合わせ、総合的に地方公共団体を適切に支援しつつ、強力に実施する。また、これらの対策を将来的な気候変動の影響を踏まえて効果的に実施するための高精度な気候変動予測データの創出や、それらを活用した影響評価等を進めるとともに、社会資本整備や土地利用に係る様々な取組の実施に当たって、民間の参入や投資の拡大も取り込みながらグリーンインフラを波及させることにより、自然環境が有する機能の持続的発揮に努める。
- 波を減衰させ、背後地の人命や財産を高潮や津波等の災害から守る海岸の砂浜について、日々の変化をモニタリングするとともに、予測の不確実性を見込みつつ、日本国土全体を俯瞰し、流砂系・漂砂系の視点を持って管理を行う「予測を重視した順応的砂浜管理」を展開する。また、我が国最南端の領土である沖ノ鳥島について、基礎データの観測・蓄積や護岸等の点検、補修等を行うなど、同島全体の保全を図るための措置を講じる。